

夜間・長距離運行の貸切バスにおける交替運転者の配置基準が策定されました。

愛媛労働局労働基準部監督課

今般、国土交通省において、夜間・長距離運行する貸切バス(高速ツアーバス及び会員制高速バスは除く)運転者の配置基準に関して、旅客自動車運送事業運輸規則の関係通達が改正され、「夜間・長距離運行する貸切バスの夜間運行における交替運転者の配置基準(以下「配置基準」という。)」が策定され、平成24年12月1日から適用されています。

配置基準を遵守することは、バス運転者の労働条件の向上にも資するものと考えられますことから、次の事項に留意されるようお知らせします。

◆ 配置基準の適用対象及び内容等

1 適用対象

夜間・長距離運行する貸切バスの交替運転者の配置基準の適用対象は、高速ツアーバス等以外の夜間(※1)・長距離運行する貸切バスであること。

2 配置基準の内容等

夜間・長距離運行する貸切バスにおいて、一運行当たり、実車距離が400kmを超える場合は交替運転者を必要とするものであること。

ただし、以下の①又は②に該当する場合は、実車距離が500kmを超えるときに交替運転者を必要とするものであること。

- ① 事業者が特別な安全措置(※2)を講じ、その内容について公表を行っている場合であって、乗務時間が10時間を超えない場合
- ② 事業者が一定の条件(※3)のいずれも満たす休息期間及び休憩を運転者に与える場合

※1 最初の乗客が乗車する時刻又は最後の乗客が降車する時刻が、午前2時から午前4時までの間にある運行又は当該時刻をまたぐ運行

※2・※3

詳しい安全措置・一定の条件については国土交通省のホームページに掲載されている

なお、国土交通省における配置基準のお知らせは、同省ホームページ(http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000117.html)

をご参照ください。